

東みよし町 事務事業評価シート

評価年度	令和2年度	事業年度	令和元年度
------	-------	------	-------

1 事務事業の概要

事務事業名	水道量水器交換に関する事務			整理番号	1010-023
前総合計画体系	政策	第1章 快適で安全な東みよし		担当部署	環境課
	基本施策	3 水道の整備		所属長	大道 義輝
	単位施策	(1) 水道施設の整備		電話番号	79-5343
根拠法令等	計量法第2条第4項(用語の定義・特定計量器) 計量法施行令第18条(有効期間) ほか				
事業実施方法区分	<input checked="" type="checkbox"/> 町直営	<input type="checkbox"/> 全部委託	<input type="checkbox"/> 一部委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 補助金等
事業継続年数	事業開始年度	不明	<input type="checkbox"/> 5年以内	<input type="checkbox"/> 6年～10年	<input type="checkbox"/> 11年～20年 <input checked="" type="checkbox"/> 21年以上

2 事務事業の目的・内容・成果

事務事業の対象 具体的に誰(なに)を	給水契約者に貸与された量水器のうち、政令で定められた有効期間(8年)となるもの	対象者	令和元年度検定期限切れ量水器 個数 636個
事務事業の目的 どのような状態にしたいのか	水道料金を使用者に請求する場合、量水器が検定有効期限内である必要がある。(計量法施工例第18条)		
事務事業の内容 どのような方法・手段で 事務事業を行ったか	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に有効期間(8年)を経過する量水器を抽出し、水道量水器製造業者へ見積り、発注する。 ・量水器の取り替え工事について、水道使用者(所有者)へ通知する。 ・町指定給水装置設置工事業業者へ取り替え工事の説明会を開催し、工事を依頼する。 ・取り替え工事予定期間内に量水器を取り替え、新量水器の情報を登録し、新旧量水器の数値を水道使用料へ反映させる。 ・取り替えられた量水器のうちバーター発注個数を、発注した水道量水器製造業者へ引き渡す(再生利用)。 ・閉栓中に有効期限となっている量水器の開始届けがされた場合、速やかな量水器の取り替えを行う。 		
事務事業の成果 結果・実績はどうか	<p>計量法で定められた検定有効期限が過ぎ、又は期限が迫った水道メーター(量水器)の交換を計画したものについて、交換予定数量を全量交換し令和元年度分が終了した。</p> <p>【平成元年度 水道メーター取替件数】698件</p>		
特記事項			

3 事業費の推移と評価対象年度経費

	平成30年度	令和元年度(評価対象年度)	令和2年度(見込)
事業費【(a)～(e)の合計】	3,078,750 <small>うち繰越分↓ 0</small>	3,606,075 <small>うち繰越分↓ 0</small>	3,500,000 <small>うち繰越分↓ 0</small>
財源内訳	国庫支出金(a)	<small>うち繰越分↓</small>	<small>うち繰越分↓</small>
	県支出金(b)	<small>うち繰越分↓</small>	<small>うち繰越分↓</small>
	地方債(c)	<small>うち繰越分↓</small>	<small>うち繰越分↓</small>
	その他(d)	<small>うち繰越分↓</small>	<small>うち繰越分↓</small>
	うち受益者負担	<small>うち繰越分↓</small>	<small>うち繰越分↓</small>
	一般財源(e)	3,078,750 <small>うち繰越分↓</small>	3,606,075 <small>うち繰越分↓</small>
特定財源の名称・金額			
令和元年度経費の内訳 事務事業に係る経費の詳細	予算科目(歳出区分) 会計 水道事業会計 款 項 目 ・水道事業会計-(款)2配水及び給水費費-(項)2配水及び給水費-(目)16手数料 量水器取替手数料 2,188,494円 ・水道事業会計-(款)1建設改良費-(項)1建設改良費-(目)2営業設備費 量水器購入費 1,417,581円		
備考			